

第24号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年6月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号を削り、同項第十号中「幼児の保護者」を「第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者」に、「となる世帯 保育料の五割に相当する額を限度とする減額」を「となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。） 保育料から三千円を控除した額を限度とする減額」に改め、同号を同項第九号とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

文京区立幼稚園使用条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（保育料の納入）</p> <p>第一条 保育料は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p>	<p>（保育料の納入）</p> <p>第一条 保育料は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p>
<p>（保育料の減免）</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p> <p>三～八 （略）</p>	<p>（保育料の減免）</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p> <p>三～八 （略）</p>
<p>九 <u>第二号の規定にかかわらず</u>、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千百円以下となる世帯（<u>第三号から第五号までに該当する世帯を除く。</u>） <u>保育料から三千円を控除した額を限度とする減額</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>九 <u>児童扶養手当の支給を受けている者のうち、婚姻によらないで母又は父になった者（当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が、寡婦又は寡夫に該当するものとみなして算出した場合において四万円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。）であるときに限る。）で現に婚姻をしていない世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</u></p> <p>十 幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千百円以下となる世帯 <u>保育料の五割に相当する額を限度とする減額</u></p> <p>2～4 （略）</p>

第三条 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

第三条 (略)